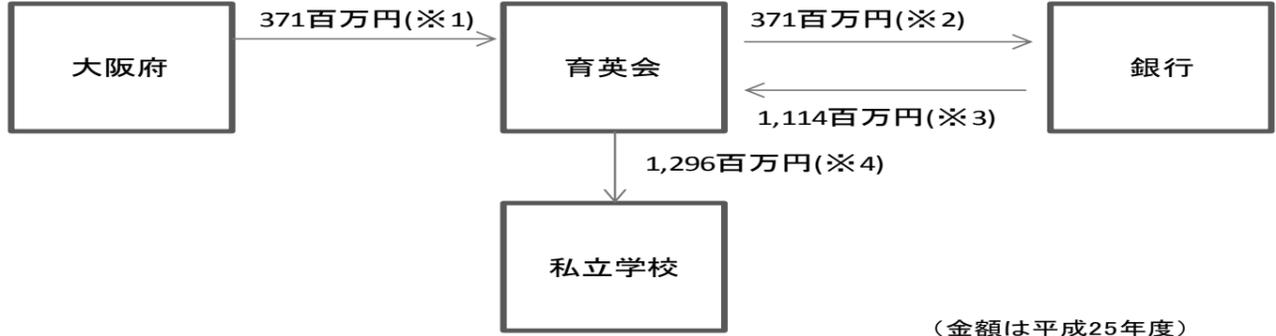


育英会に対する預託資金貸付けの必要性の検討

担当課：府民文化部 私学・大学課

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>1 公益財団法人大阪府育英会（以下「育英会」という。）は、私立学校に対して施設整備のための資金を低利で貸付けることを目的として、大阪府私立学校振興会（以下「振興会」という。）が平成5年度から実施していた私立学校施設整備資金事業（以下「本件事業」という。）の債権債務を平成15年度に承継している。</p> <p>(1) 振興会が平成14年度末に解散し、平成14年度以降、新規の貸付けは実施されていない。</p> <p>(2) 育英会が本件事業の債権債務を引き継いだ平成15年度以降、年1回3月末に私立学校からの施設貸付金の回収と銀行への借入金返済が行われ、収益事業として実施している。</p> <p>(3) 施設貸付金の原資は銀行から借入れを行っており、銀行借入は変動金利、施設貸付金は固定金利である。</p> <p>(4) 本件事業は平成34年度末に終了する予定である。</p> <p>2 振興会は、平成5年から銀行との間で借入契約を締結するとともに、より有利な金利を適用するために、別途覚書を取り交わしている（育英会が当該契約及び覚書を引き継いでいる）。</p> <p>(1) 覚書では、借入金残高の3分の1にあたる金額を定期預金に預け入れることで、借入金の実効金利を短期プライムレート（以下「短プラ」という）+0.5%、表面金利は原則として短プラを下回らない水準とするとされている。</p> <p>(2) 大阪府は本件事業を支援するため、府が預託資金を育英会に毎年短期貸付けを繰り返す形で、TIBOR(平成25年度は0.36%)により貸付けるとともに、銀行借入金には大阪府が損失補償をしている。</p> <p>(3) 預託により、平成25年度では銀行からの借入額1,114百万円に対する育英会の支払利息を0.5%引き下げる効果がある。その結果、大阪府への支払利息1百万円の発生を考慮しても、育英会に対して約4百万円の支援効果がある。</p> <p>【スキーム図】</p>  <p>(金額は平成25年度)</p> <p>※1 変動金利。TIBORによる(銀行間の無担保短期市場で用いられる金利)。0.360% ※2 定期預金として預託する。0.025%。 ※3 変動金利で毎年見直される。短プラを下回らない水準とされ、1.475%。 ※4 固定金利。貸付年度ごとに異なっている。1.475%～4.2%。</p>	<p>平成26年度における大阪府の預託のための貸付額は240百万円であり、平成25年度末における育英会の収益事業の預金残高が322百万円であったことを考慮すると、銀行への預託資金の規模は、大阪府からの貸付けがなくても育英会が自らの資金で預託をすることが可能な水準まで低下している。</p>	<p>【改善を求めるもの(意見)】</p> <p>育英会が行う本件事業に対する府貸付金については、育英会自らの資金で預託することが可能な水準まで低下していることから、大阪府の関与の必要性を検討されたい。</p>

3 平成25年度における利息及び金利水準は下記のとおりである。

(千円)

科目	内容	利息	利率
受取利息	施設貸付金	22,681	1.475%~4.200%
	預託金	93	0.025%
	計	22,774	-
支払利息	銀行借入金	16,399	1.475%
	大阪府借入金	1,338	0.360%
	計	17,737	-
差引		5,037	-

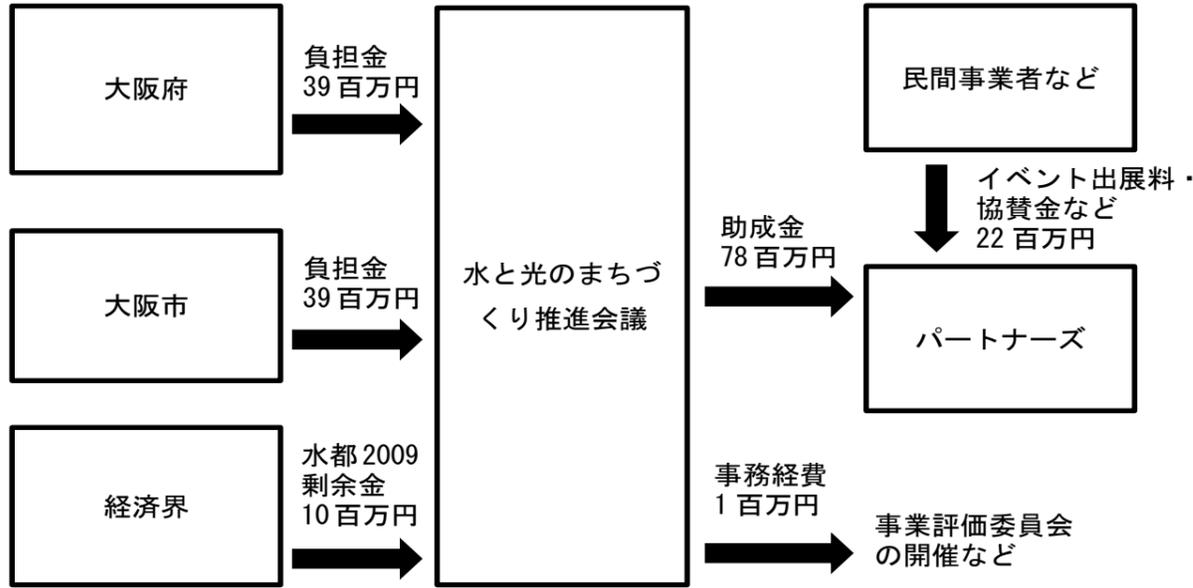
4 利息のみを集計した場合、平成15年度から平成25年度の累計では、受取利息829百万円に対して支払利息は555百万円と274百万円の差額が発生している。

また、収益事業会計が保有している平成25年度末現金預金残高は322百万円である。

5 平成26年度における育英会に対する府の預託貸付額は、240百万円である。

措置の内容

本件事業は、平成15年度に大阪府私立学校振興会から引き継いだものであり、育英会は学校からの施設貸付金の回収と銀行への借入金返済を実施しているのみである。平成14年度以降、新規の学校への貸付は実施していないため、毎年銀行借入金は減少しており、それに伴い預託金も減少している。現在、預託金額は育英会自らの資金で預託可能な規模まで減少しているため、検討した結果、次年度以降、府から預託原資の貸付は行わないこととした。

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>1 大阪府は、水と光の首都大阪を実現することを目的として、民主導による水辺の魅力やにぎわいづくりの取組みを推進している。そのため水と光のまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）に対して大阪府・市がそれぞれ負担金39百万円を支出し、推進会議から、事業の執行機関である一般社団法人水都大阪パートナーズ（以下「パートナーズ」という。）に対して、同額を助成している。なお、経済界は推進会議に「水都大阪2009」実施時の剰余金10百万円を事務局運営費として拠出しており、そのうち1百万円を事業評価委員会関係経費などに支出している。また、パートナーズは助成金の他にイベントの協賛金などをもとに、事業を実施している。</p> <p>【スキーム図（平成25年度）】</p>  <p>2 推進会議は大阪府知事、大阪市長、経済3団体のトップ、有識者で構成される審議・承認機関であり、事務局は大阪商工会議所が担当している。パートナーズは水都大阪の事業実施者として平成25年3月に公募により選定され、まちづくり・プロモーションのプロ人材と民間企業出向者等で構成されている。</p>	<p>1 パートナーズの行う様々な事業（基本事業・自主事業）は、推進会議が事業計画や交付申請に基づいて助成を認めることになっている。しかし、助成対象として推進会議が認める具体的な基準が明確ではなく、また、交付決定の際の申請書等で助成対象事業が特定されていない。</p> <p>2 精算書による報告は、事業毎の財源内訳がなく、どの事業にどれだけの助成金が使われたかが判別できない。</p>	<p>【改善を求めるもの（意見）】</p> <p>大阪府の負担金支出についての府民への説明責任を果たすためにも、事業実施前の交付決定時点で、個々の具体的な事業の助成金額とその理由を明らかにするとともに、事業実施後の精算報告においても助成金額が明確に判別できる形となるよう、推進会議事務局と協議されたい。</p>

<p>3 推進会議は、平成25年5月7日の第1回会議において、パートナーズから提出された事業計画を承認している。また、平成25年7月1日付けでパートナーズから推進会議に対して助成金の交付申請が提出され、7月3日に交付決定している。</p> <p>4 パートナーズが実施している事業概要及び助成対象は以下のとおりである。</p> <p>(1) 基本事業：推進会議が示す方針に基づく事業であり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 川・水辺・まちの回遊性の向上 イ 水と光の首都大阪ブランディングと集客・観光振興に向けた貢献 ウ 公共空間の利活用など、水辺の魅力づくり エ シビックプライドの向上 オ その他 <p>(2) 自主事業：パートナーズが独自に展開する事業。</p> <p>(3) 助成対象：基本事業（※）及び自主事業のうち推進会議が認めたもの。</p> <p>（※）パートナーズは水辺バルの開催事業やコイデコ事業（レンタサイクル事業）を実施しており、これも基本事業として助成対象である。しかし、これらの事業については売上により事業展開が見込める事業として、パートナーズの更なる努力に期待して助成金の充当対象から外されている。</p> <p>5 大阪府は推進会議と協定書を取り交わし、事業の終了後、推進会議事務局である大阪商工会議所に精算確認を行っている。また、推進会議からパートナーズに対する助成金については、大阪商工会議所の確認に加え、検査に関する定めはないが、大阪府としても公金を支出していることに鑑み、直接パートナーズの支出について確認を行った。</p>		
措置の内容		
<p>水と光のまちづくり推進会議事務局と協議の上、水都大阪パートナーズ事業助成金交付申請書及び助成金事業実績報告書等の書式を見直し、交付決定及び精算報告時に個々の具体的な事業の助成金額等とその理由が明確に判別できるよう改善した。</p>		

通勤手当の認定誤り

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容								
<p>東部流域下水道事務所</p>	<p>他に経済的かつ合理的な経路があるにもかかわらず、勤務公署の最寄駅を誤って認定し、通勤手当が過大に支給されているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="477 543 1394 716"> <thead> <tr> <th>支給対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年4月～平成26年3月</td> <td>471,980円</td> <td>390,320円</td> <td>81,660円</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象期間	既支給額	正規支給額	過払額	平成25年4月～平成26年3月	471,980円	390,320円	81,660円	<p>【是正を求めるもの】 速やかに是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 第5条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額(以下「運賃等相当額」という。)の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p>	<p>平成27年2月、総務サービス課と当該認定に関する協議を行った結果、給与の訂正基準に基づき、将来に向けての訂正となった。</p> <p>また、平成27年1月、所属職員全員の通勤経路について、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額で認定しているか確認したところ適正であった。</p> <p>今後、通勤手当の認定に当たっては、複数の通勤経路が存在しないか地図や路線図等を用いて適切に確認するとともに、複数人(担当者、決裁者)でのチェックを徹底し、判断が困難な場合は、その都度、制度所管課に相談及び調整しながら、適正な認定を行う。</p>
支給対象期間	既支給額	正規支給額	過払額								
平成25年4月～平成26年3月	471,980円	390,320円	81,660円								

公有財産台帳の登載誤り

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容																																					
<p>府民文化部 都市魅力創造局 魅力づくり推進課</p>	<p>中之島にぎわいの森構想の推進事業において、緑化設計業務及び寄附を受けた緑化整備工事の公有財産台帳への登録が漏れていた。</p> <p>(公有財産台帳登録漏れ分)</p> <table border="1" data-bbox="546 613 1412 848"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>金額</th> <th>寄附物件收受日</th> <th>資産計上</th> <th>財産台帳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中之島にぎわいの森づくり緑化整備工事</td> <td>33,927,600円</td> <td>平成26年 3月10日</td> <td>未計上</td> <td>未登録</td> </tr> <tr> <td>中之島にぎわいの森づくり緑化設計業務</td> <td>2,685,900円</td> <td></td> <td>未計上</td> <td>未登録</td> </tr> </tbody> </table>	内容	金額	寄附物件收受日	資産計上	財産台帳	中之島にぎわいの森づくり緑化整備工事	33,927,600円	平成26年 3月10日	未計上	未登録	中之島にぎわいの森づくり緑化設計業務	2,685,900円		未計上	未登録	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>固定資産保有の実態を公有財産台帳において適切に表すため、関係部局とも協議のうえ、公有財産台帳への登録及び新公会計制度上の資産計上を速やかに実施されたい。</p> <p>○大阪府公有財産台帳等処理要領 (台帳の取得登録) 第4条 財産を取得した場合は、公有財産台帳管理システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。(以下略) (台帳の異動登録) 第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等(以下「異動」という。)により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかに公有財産台帳管理システムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。(以下略)</p> <p>別表2 移動理由表(抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="1486 863 2341 961"> <thead> <tr> <th colspan="2">公有財産台帳登録情報</th> <th colspan="2">複式会計情報</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>コード</th> <th>異動理由</th> <th>大分類</th> <th>大分類 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>020</td> <td>寄附(+)</td> <td>30</td> <td>寄付(受)</td> <td>無償譲受含む</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表4 固定資産計上基準表</p> <p>【固定資産計上の基本方針】</p> <p>2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。</p> <p>【1】取得時</p> <table border="1" data-bbox="1486 1144 2178 1314"> <thead> <tr> <th>財産種別</th> <th>科目</th> <th>主な支出内訳</th> <th>資産計上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作物</td> <td>委託料</td> <td>実施設計費・詳細設計費・工事監理費(工作物の取得又は新設・築造工事に関するもの)</td> <td>●</td> </tr> </tbody> </table> <p>●・・・資産として計上する</p>	公有財産台帳登録情報		複式会計情報		摘要	コード	異動理由	大分類	大分類 名称	020	寄附(+)	30	寄付(受)	無償譲受含む	財産種別	科目	主な支出内訳	資産計上	工作物	委託料	実施設計費・詳細設計費・工事監理費(工作物の取得又は新設・築造工事に関するもの)	●	<p>監査からの指摘後、直ちに、関係課と協議調整のうえ、新公会計システムへの資産計上を実施した。</p> <p>また、公有財産台帳への登録については、緑化整備工事・緑化設計業務ともに、公有財産台帳等管理システムの入力制限解除後、登録を行い、河川管理者の公有財産として所管換えを行った。</p>
内容	金額	寄附物件收受日	資産計上	財産台帳																																				
中之島にぎわいの森づくり緑化整備工事	33,927,600円	平成26年 3月10日	未計上	未登録																																				
中之島にぎわいの森づくり緑化設計業務	2,685,900円		未計上	未登録																																				
公有財産台帳登録情報		複式会計情報		摘要																																				
コード	異動理由	大分類	大分類 名称																																					
020	寄附(+)	30	寄付(受)	無償譲受含む																																				
財産種別	科目	主な支出内訳	資産計上																																					
工作物	委託料	実施設計費・詳細設計費・工事監理費(工作物の取得又は新設・築造工事に関するもの)	●																																					

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																
都市整備部 港湾局	<p>公有財産台帳管理システムに、「工作物」として登録すべき工事について、誤って「建物」として登録されていた。</p> <table border="1" data-bbox="448 506 1469 695"> <thead> <tr> <th>工事名</th> <th>竣工日</th> <th>契約金額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>堺泉北大浜地区堺13号 上屋高压電気設備更新 工事</td> <td>平成26年2月24日</td> <td>12,547,500</td> </tr> </tbody> </table>	工事名	竣工日	契約金額 (円)	堺泉北大浜地区堺13号 上屋高压電気設備更新 工事	平成26年2月24日	12,547,500	<p>【是正を求めるもの】 公有財産台帳管理システムへ修正登録するとともに、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領（抜粋）】 (台帳の取得事項) 第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。(以下略) (各台帳の登録事項) 第11条 個々の台帳に共通する事項欄の登録は、次の各号に掲げるとおりとする。 (6) 分類、区分、数量等単位欄 登録に当たっては、別表1「公有財産種別種目整理表」に掲げる分類、区分、数量等単位より選択し登録する。</p> <p>別紙1 公有財産種別種目整理表（抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="1581 1010 2169 1234"> <thead> <tr> <th>種別 コード</th> <th>種別</th> <th>種目 コード</th> <th>種目 名称</th> <th>数量 単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9</td> <td>工作物</td> <td>129</td> <td>保管 施設 (港湾)</td> <td>個</td> </tr> </tbody> </table>	種別 コード	種別	種目 コード	種目 名称	数量 単位	9	工作物	129	保管 施設 (港湾)	個	<p>誤って「建物」に台帳登録していた「工作物」については、公有財産台帳管理システムにおいて修正登録を行った。</p> <p>また、台帳登録内容の誤りを防止するため、公有財産システムへの登録の際、複数人で確認するよう局内で周知徹底した。</p> <p>今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
工事名	竣工日	契約金額 (円)																	
堺泉北大浜地区堺13号 上屋高压電気設備更新 工事	平成26年2月24日	12,547,500																	
種別 コード	種別	種目 コード	種目 名称	数量 単位															
9	工作物	129	保管 施設 (港湾)	個															

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容						
都市整備部 港湾局	<p>改修工事（旧資産の一部の取替を伴うもの）に伴い、旧資産の滅失が生じているにもかかわらず、公有財産台帳上の除却処理を行っていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="448 464 1219 590"> <thead> <tr> <th>資産名称</th> <th>新規資産の取得金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岸和田水門運転操作設備</td> <td>20,475,000</td> </tr> <tr> <td>岸和田水門航路用信号機</td> <td>63,000,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>いずれも担当者が、除却処理を失念していたものであるが、旧資産が「設備一式」として登載されており、一部の除却処理を行う場合の除却価格について明確な算出ルールがないため、事務処理が難しくなっている。</p>	資産名称	新規資産の取得金額（円）	岸和田水門運転操作設備	20,475,000	岸和田水門航路用信号機	63,000,000	<p>【是正を求めるもの】 本改修工事については、公有財産台帳管理システム上の除却登録をするとともに、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>改修工事により滅失が生じている旧資産については、公有財産台帳管理システムにおいて、除却登録を行った。</p> <p>また、除却処理漏れを防止するため、工事担当者から公有財産台帳担当者への連絡を徹底するとともに、公有財産システムへの登録の際、除却内容を複数人で確認するよう局内で周知徹底した。</p> <p>今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
資産名称	新規資産の取得金額（円）								
岸和田水門運転操作設備	20,475,000								
岸和田水門航路用信号機	63,000,000								

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容												
都市整備部 港湾局	<p>平成25年度に撤去した財産について、公有財産台帳管理システムによる公有財産台帳上の除却処理を行っていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="448 541 1507 674"> <thead> <tr> <th>財産名称</th> <th>撤去日</th> <th>取得価額</th> <th>簿価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浮棧橋</td> <td>平成26年3月14日</td> <td>88,065,000</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>堺13号上屋 定温燻蒸設備</td> <td>平成26年2月24日</td> <td>554,391,000</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	財産名称	撤去日	取得価額	簿価	浮棧橋	平成26年3月14日	88,065,000	1	堺13号上屋 定温燻蒸設備	平成26年2月24日	554,391,000	1	<p>【是正を求めるもの】 公有財産台帳管理システム上の除却登録をするとともに、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領（抜粋）】 (台帳の異動登録) 第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。 (以下略) (台帳価格) 第12条 (5) 売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額（以下「除却」という。）する。 ア 台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合登録されている取得価額を除却する。 イ 台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表4「固定資産計上基準表」により算定する。</p> </div>	<p>撤去により滅失が生じた浮棧橋及び改修工事により一部滅失が生じている旧資産については、公有財産台帳管理システムにおいて除却登録を行った。</p> <p>また、除却処理漏れを防止するため、工事担当者から公有財産台帳担当者への連絡を徹底するとともに、公有財産システムへの登録の際、複数人で確認するよう局内で周知徹底した。</p> <p>今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
財産名称	撤去日	取得価額	簿価												
浮棧橋	平成26年3月14日	88,065,000	1												
堺13号上屋 定温燻蒸設備	平成26年2月24日	554,391,000	1												

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																				
都市整備部 港湾局	<p>平成25年度に完了した泉州海岸水門遠隔操作設備工事（港湾局の公有財産台帳登録金額合計219,317,700円）について、公有財産台帳管理システムによる公有財産台帳への登録金額を誤っていた。</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1" data-bbox="448 646 1270 1066"> <thead> <tr> <th>財産名称</th> <th>公有財産台帳登録金額</th> <th>あるべき取得価額</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遠隔監視岬</td> <td>90,760,805</td> <td>40,464,900</td> <td>50,295,905</td> </tr> <tr> <td>遠隔監視貝塚</td> <td>55,842,882</td> <td>77,690,550</td> <td>△21,847,668</td> </tr> <tr> <td>遠隔監視岸和田</td> <td>43,628,408</td> <td>60,697,350</td> <td>△17,068,942</td> </tr> <tr> <td>遠隔監視泉大津</td> <td>29,085,605</td> <td>40,464,900</td> <td>△11,379,295</td> </tr> </tbody> </table>	財産名称	公有財産台帳登録金額	あるべき取得価額	差額	遠隔監視岬	90,760,805	40,464,900	50,295,905	遠隔監視貝塚	55,842,882	77,690,550	△21,847,668	遠隔監視岸和田	43,628,408	60,697,350	△17,068,942	遠隔監視泉大津	29,085,605	40,464,900	△11,379,295	<p>【是正を求めるもの】 公有財産台帳管理システムへ適切な取得価額で修正登録するとともに、適正な事務処理を行われた。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領（抜粋）】 （台帳の取得登録） 第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。（以下略） （台帳の異動登録） 第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。（以下略） （台帳価格） 第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。 （1）当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。</p> </div>	<p>登録金額を誤っていた工作物については、公有財産台帳管理システムにおいて適切な取得価額で修正登録を行った。</p> <p>また、台帳登録金額の誤りを防止するため、公有財産システムへの登録の際、複数人で確認するよう局内で周知徹底した。</p> <p>今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理に努める。</p>
財産名称	公有財産台帳登録金額	あるべき取得価額	差額																				
遠隔監視岬	90,760,805	40,464,900	50,295,905																				
遠隔監視貝塚	55,842,882	77,690,550	△21,847,668																				
遠隔監視岸和田	43,628,408	60,697,350	△17,068,942																				
遠隔監視泉大津	29,085,605	40,464,900	△11,379,295																				

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																		
都市整備部 港湾局	<p>工作物の詳細設計を対象とした堺泉北上屋電気設備等調査設計委託に関する支出(9,979,200円)の公有財産台帳への登載について、工事完了による引渡しが、平成25年度末時点でも完了していないものも含めて登録していたため、工作物が8,352,590円過大(建設仮勘定が同額過小)となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="448 632 1270 982"> <thead> <tr> <th>財産名称</th> <th>設計料支出 内訳(円)</th> <th>完了日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>泉北5号上屋</td> <td>416,133</td> <td>平成26年度</td> </tr> <tr> <td>堺6号上屋</td> <td>3,760,162</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>堺7号上屋</td> <td>3,760,162</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>堺8号上屋</td> <td>416,133</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,352,590</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	財産名称	設計料支出 内訳(円)	完了日	泉北5号上屋	416,133	平成26年度	堺6号上屋	3,760,162	同上	堺7号上屋	3,760,162	同上	堺8号上屋	416,133	同上	合計	8,352,590		<p>【是正を求めるもの】 公有財産台帳管理システムへ修正登録するとともに、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領(抜粋)】 (台帳の取得登録) 第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。 2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。 (1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。 (2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。(以下略) (台帳の異動登録) 第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等(以下「異動」という。)により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。なお、登録を行う際の事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。 2 異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第1号(府以外からの取得の場合に限る。)及び第3号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。 (1) 財産の一部の買入れ、交換等による所有権の取得又は喪失については、その所有権の取得又は喪失の日。 (2) 財産の所管換え、引継ぎは公有財産引継書に記載された日。 (3) 建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。(以下略)</p>	<p>引渡しが完了していない資産については、公有財産台帳管理システムにおいて修正登録を行った。 また、台帳登載時期の誤りを防止するため、公有財産システムへの登録の際、複数人で確認をするよう局内で徹底した。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
財産名称	設計料支出 内訳(円)	完了日																			
泉北5号上屋	416,133	平成26年度																			
堺6号上屋	3,760,162	同上																			
堺7号上屋	3,760,162	同上																			
堺8号上屋	416,133	同上																			
合計	8,352,590																				